

○水戸市保存樹等の指定事務取扱要項

昭和50年10月7日

水戸市告示第104号

改正 昭和51年1月27日告示第14号

平成3年5月20日告示第59号

(趣旨)

第1条 この要項は、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則（昭和50年水戸市規則第42号。以下「規則」という。）第14条の規定に基づき、保存樹等の指定事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(指定区域の範囲)

第2条 保存樹等を指定する区域の範囲は、全市域とする。ただし、水戸市緑化の推進及び緑の保全に関する条例（昭和50年水戸市条例第9号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により指定する保存樹及び保存樹林地にあつては、当面市街化区域内及びその周辺地域とし、段階的に全市域に及ぶものとする。

(保存協定)

第3条 市長は、条例第5条第1項の規定により保存樹等を指定するときは、保存樹等保存協定書（様式第1号）により、当該保存樹等の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）と保存協定を締結するものとする。

2 前項の保存樹等の保存協定期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 保存樹については、原則として10年以上
- (2) 保存樹林地については、原則として5年以上
- (3) 保護地区については、原則として5年以上

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の基準によるものとする。

- (1) 保存樹については、1本につき年額3,000円とする。
- (2) 保存樹林地については、当該保存樹林地の面積10平方メートルにつき年額75円とする。ただし、生け垣をなす樹木の集団については、当該樹木の集団の長さに高さを乗じて得た面積を対象とし、当該面積1平方メートルにつき年額75円とする。
- (3) 保護地区については、当該地区の面積10平方メートルにつき年額75円とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の中で保存樹等を指定し、若しくは解除し、又は区域の変更をしたときの奨励金の額は、月割計算により算出するものとする。ただし、保存樹については、その指定期間が6カ月に満たないときは、奨励金は交付しない。

3 奨励金の交付の時期は、年度末とする。

(保存樹等現況届)

第5条 前条に規定する奨励金の交付を受けようとする所有者等は保存樹等現況届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付決定）

第6条 市長は、前条に規定する届書を受理した場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、保存樹等奨励金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請人に通知するものとする。

（奨励金の返還）

第7条 市長は、奨励金の交付を受けた者が次の各号の一に該当する場合は、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (2) 保存樹等の保存に必要な義務を怠ったとき。
- (3) その他不正の行為があったとき。

付 則

この要項は、公布の日から施行する。

付 則（昭和51年1月27日告示第14号）

この要項は、昭和51年2月1日から施行する。

付 則（平成3年5月20日告示第59号）

この要項は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。